

手話をめぐる思想

その歴史と今日的課題――

全通研委員長 伊東雋祐



I 手話通訳の歩み

1 聾啞教育と手話

手話とは、聴覚障害者がその集団の自然的な伝達の道具として作り出した身振りと手のことばであり、手話法とは、手話を有力な手がかりとして国語を教える聾教育の方法である。いうまでもなく、国語は、それぞれの国の音韻体系を大成してつくられ、継承して今に使用されている音声語のことである。ともすると、手話法とは手話つかってろうあ者に音声言語を教える方法ということになり、この言い方には、あるいは大へん困惑される読者もあるだろう。したがって本稿ではこのへんの説明から始めたい。

近代ろう教育の夜明けをつくり出したのは、何といても、フランス人、シャルル・ミッシェル・ド・レペ (1712～1789) であった。ド・レペは聖職者であったが、偶然のことにより聾啞児の教育を手がけ、1760年パリに聾啞学校を設立、これが庶民を対象にした世界最初の聾啞学校だとされている。

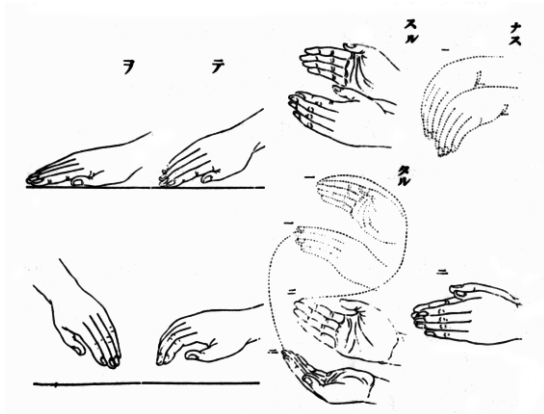
ド・レペは「手まね言語はろうあ者の自然言語であり、彼らの教育はそれによってなされねばならない」と確信していた。しかし、自然発生的な手まねだけでは、概念の明瞭化に役立つとしても、フランス語をきちんと身につけさせることはできない、として手話をフランスの語法や文構成に合するように洗練、改組織し、それに指文字の指導をつけ加えた。いわゆる「方法的手話」である。ろうあ者の精神能力を発達させるためには、どうしても言語を教え、それによって人類の文化的遺産を受けつぎ、科学的認識を育てあげていかねばならない。その言葉とはまさしく国語 (フランス語) であり、ド・レペは、それ故に手話はフランス語と同様の構文と文法をもたねばならないと考えたのであった。そして、このような事情はわが国の初期の聾教育における「手勢法」にも共通している。

1878年5月、本邦最初の盲啞院が京都に誕生した。先進諸外国の情報も少なく、ろうあ児童に対する教授法はまった未開拓であったが、初代院長となった古河太四郎は、たゆま

ぬ創意工夫によってこの困難な教授法をきり開いていった。彼は、聴覚を通してことばの入りにくいろうあ児童に、当初はたとえば発音発語、書取、談話応接法、綴語作文法、作文設題などさまざまな方法を用いて日本語による概念形成、知識の教授に当たったが、その方法の基調は次第に「手勢法」へと移行していった。

古河は、手勢教育について「啞人を教育するには平常啞人の互談するところに注目し其意を酌み其義を量り以て解義を施すべし」としている。そして彼は、まず、片かな、平がなの五十音を教え、つぎに日用の品物、またはその図解を示して名称を漢字で教える、つまり事物＝図解＝片かな＝平がな＝漢字と、それぞれ結びつけながら概念を拡大していく教授法をとったのである。この場合、手勢（手話）は図解と同じレベルで用いるのである。すなわち「大根」だとか「桃」「葡萄」などは図解し、同時に手話によって解説を加え文字と結びつけるのである。たとえば「東」という概念は、「手ニテ空ニ山ノ形ヲナシ、其アタリヨリ日ノ漸々ニ昇ルニ形ドリ以テ其方角ヲ指示」しつつ、直ちに塗板に漢字を書いて、「東」の意味を定着させていくといった方法をとったのである。ところが、この方法で彼がゆきづまったのは、図解や手話表現がしにくい抽象的な概念をろうあ者にどう教えるかという問題と、日本語の文法や構文をどう身につけさせるかという問題であった。この課題に対して古河は「後置詞なき文章は文章にあらざると同じく、テニヲハなき手勢は完全なる手勢にあらず」と考えた。そこで出てくるのは手勢法を日本語の文形式と対応させていく教育方法である。彼は図1、図2のような助詞、助動詞の手勢（指文字）などを考案して教育実践を展開するのである。

私は先に、「手話法とは手話をつかってろうあ者に音声言語を教える方法だ」と述べたが、もう少し厳密に言えば「手話を音声言語形式と結合させてところや思考を発展させていく方法」といえよう。フランスのド・レベにしても、わが国の古河にしても、その教育実践を手話法にかけた先駆者がいきついたのはここであり、手話を単に事物や事象の概念形成の道具としてのみとりあげるのではなく、読み書きができ、フランス語なり、日本語で思考できるようにする事を手話法による言語教育の目標としたのである。手話法はその後、わが国では約50年間にわたって全国聾学校の教育方法となっていった。



2 大家先生の経験と手話法

私はよく、「手話」と「手話法」は同じではない、「手話法」というのはあくまでも言語教育を基点として展開する教育の方法であって聾学校教育集団の創意によるものだ、と主張する。しかし、この手話法は 1950 年代に入って、当時唯一の手話法使用校であった大阪私立聾学校の、全面的な口話法への切り換えによって、わが国の聾学校からは姿を消してしまった。したがって、子どもは今眼前に手話法による教育を見ることはできない。私は 1949 年に聾学校の教師となり、日を経ずして大阪私立聾学校の手話法クラス（当時は口話法クラスと併設されていた）を見学したことがある。国語の授業であり生徒は指文字で教科書を読んでいたが、その速さにはまだ指文字も不十分であった私には神わざにも思えたし、「これは手話法というより指文字法といったほうが適当ではないか」とか「指文字を読むより唇を読む方が顔の表情が伴って楽なのではないか」など考え考えして帰ってきた記憶がある。手話法についてはもう少し述べておきたいので、ここで全日本聾啞連盟の名誉連盟長であり、元大阪市立聾学校の卒業生、同時に同校教諭であった大家善一郎先生に登場していただく。先生は手話法による教育を受けて、完ぺきな日本語を身につけた屈指の方である。以下は、1978 年 8 月に静岡で開かれた第 11 回全国手話通訳問題研究会の入門講座での講演「手話について」よりの抜粋である。手話法教育の一部が紹介されているので引用する。

小学校 5 年生になりますと文の訓練が始まります。まず先生が書き取りをさせてみるわけです。たとえば

「私に家が帰りました」

自分では大そうよく出来たと思ひまして先生のところへ出します。すると先生は、

「あなたのところへ家が来たんですか」

と言われるわけです。そういうことはできないと言いますと、初めてそこでまちがいについて教えてくれるわけで、主語と述語のつながり方で非常に意味が違ってくるんだということを、そのまちがいははっきり教えられました。

たとえば、桜の花が咲く、という表現につきましても、手話ではごく簡単に終わってしまいますが、桜という単語、花が咲く、その咲いている様子を頭の中で思いうかべながらイメージを入れて手を動かす必要があるということ、そのような非常に細かい表わし方まで教わっていきました。

また、花が咲く、と、花が咲いている、との違い、花が咲いている、は、みなさん方は手話ではおそらく花が咲いて「居る」というふうに表示すると思うのです。ことばで表わすとそうですけども、手話だけを見る立場からすれば、「居る」というのはどうもしっくりいかないわけです。それで、桜の花が咲いている、ということを少し長く表現しまして、その中で、その情景をはっきり表わすように表現していく。咲き乱れている、というような情景の表現の場合ですと、その情景を手で表わすわけで、手をかきまわすような表現で、花が咲き乱れている、ではどうもイメージが合わないわけです。（後略）

というもので、大家先生の記憶にある手話法とはやはり、一定の場面や情景を表現する手話を、日本語の文形式と結びつけて、生徒の認識を広げ育てていくことに主力が注がれ、このような方法によりながら大家先生はどんどんその力をのばしていかれたのである。

しかしながら、手話法教育がすべてのろうあ児童生徒の言語発達を保障したかというところではない。そこには筆舌につくせない困難があったのである。その後、手話法にかわってろう教育の主流となった口話法の開拓推進者、東京聾啞学校長の川本宇之介は、その著書「聾教育学精説」(1940年 信楽会)の中で、手話法による教育では、いかに生徒の文章力が育たないか、その文章はいかにも支離滅裂で意をなさないことを数多くの文例をあげて批判し、対する口話法教育の優位性を説いている。彼は、手話の特質を次のようにとらえる。

1. 手話語は自然的表出運動に基づき、人類の言語としては最も初歩的で幼稚なるものである。
2. 手話語は多義であり変化しやすい。したがって意義が曖昧なる惧が多い。
3. 手話語は直観的であり思想を直截簡明に、絵画的に表現することは容易であるが、抽象概念を表現することは困難である。
4. 手話語は思考を論理的になすことを困難ならしめ、したがって文を論理的になすことを困難ならしめ、論理的表現を完全ならしめない。
5. 手話語は、それ自身には1つの語法があるかもしれぬが、その語法はいかなる国語とも一致することはない。
6. 手話語は殊に時間、空間、原因、結果、物の属性、殊に人間関係を明瞭に表現することが困難である為、甚だしきはその文は文をなさず、語法の紛更を来し、しばしば単語の羅列となることがある。故に、ろう児の思考力を発達させることに貢献することが少ない。
7. かくの如くであるから、手話語は各国の国語とは全くその体系を異にする。異種の体系語と結合して教授してもろう児の使用する国語はあたかも木に竹をついだようになる傾向が強い。したがってろう児に文の理解力を盛んにし、読書力を発達させることを甚だ困難ならしめる。

上記が手話の特質であるから、手話法による教育は思想の整理や抽象的な語の理解や表現が困難となり、これは用いるべきではない、とするのである。この指摘は、今なお口話法の理論的支柱となっている。事実、手話法であり口話法であれ、聴覚障害者が国語をきちんと獲得して豊かな発達をとげていくための労苦は大変であり、特に文章を読み書きする力の定着と発達に至難のこととされ、大家先生のような達文の人はきわめて少数だったと思われる。

しかしながら、だからといって私たちは手話法の発想やその教育実践の経過を無視した

り罪悪視するのは正しくない。手話法による教育はろう教育の歴史とろう教育科学によって正当な評価が与えられるべきであるし、何よりも私は、手話法の思想というか、それにかけた人々のろうあ者への愛と、教育にそそいだ熱情については深く学ばねばならないと考える。

3 口話法による「一大転機」

わが国のろう教育界に口話法が広がったのは1920年、東京牛込区にライシャワー夫妻が日本ろう話学校を設け、ここでアメリカからの口話方式による教育を採用したことによって始まる。同じ頃、名古屋市立盲啞学校長橋村徳一が発音法を試み、これが口話法へ発展していくなど、明治以来約50年間続いていた手話法はここに一大転機を迎えることになる。実際に口話法が急速に普及していくのは1930年代に入ってからであり、その推進者はいうまでもなく名古屋の橋村、東京の川本、滋賀の西川吉之助らであった。中でも西川は、三女はま子が聴覚障害者であり、親として、「わが愛する濱子に」「啞として世の辱を受けさせたくない」、口で話ができ、読み書きができ、教養も身につけて普通の人と同じような生活をさせたいと、苦心惨憺しながらはま子に口話教育を実施した。そして1925年には、近江八幡の自宅前に「西川聾口話研究所」（後の滋賀県立聾話学校）を開設するなど、生涯にわたってすさまじいまでの熱意をこの口話式ろう教育にかけていったのである。はま子の口話教育は毎日に進み、彼女が10歳の年（1927年3月15日）には名古屋校の2名の生徒と共に大阪放送局よりその成果を放送して関係者に大きな感銘を与えた。西川父娘はその頃から全国を行脚して口話部の啓蒙につとめるなど、その普及に大きな役割りを果たした。口話法はこうして広がっていったのである。それ以来約50年、口話法によるろう教育は問題なく掲げられた目標に進んでいっただろうか。

この問題については、たとえば、「しかし、手話は現実に生徒の間で使われており、これでは口話法の意味がないではないか」「生徒の読書力、作文力は口話法でものびないではないか」といった教育論的な立場からの批判、あるいは「口話だけではわかりにくい、手話も交えてほしい」とろうあ者自身の明快な提起があるなど、多くの問題をもっているが、ここではいくらか異った視点から述べてみたい。

去る1972年、55歳にして世を去った島根県立浜田聾学校教諭（全日本聾啞連盟理事）藤田威は、若い頃京都聾学校で学んだ。すなわち1932年の中学部3年編入から、1938年、研究科3年生卒業まで、その多感な青年期を同校で学んだのである。時はちょうど京都校にも口話法が導入され、同校では学校長を中心に、あげて口話法教育につき進んでいた時期と一致する。当時は手話法から口話法への移行期であり、手話部と口話法が共存して教育が行なわれており、それだけに学校内の矛盾も大きかった。「京都府盲聾教育百年史」（盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会発行1978年）では、「口話法の普及と本校の苦悩」という見出しでこの間の事情を述べている。

では、当時の聾学校の教育は生徒諸君に一体どのように映っていたのであろうか。中途

失聴者であり、日本画家を志望して上京、この学校に学んでいた藤田は、その遺稿集「歳月」（藤田孝子編集 1980 年）で次のように述べている。

学校の手話部圧迫政策はすこぶる厳しくなり出しました（注：1934 年）純情一本の私たちには、それは大変憤慨に堪えないことでした。同じ聾啞教育を受ける以上は、同等視すべきではないか、何故手話部のみ極端な圧迫をするのかとすこぶる不満でした。手話部の生徒が 1 日も早くなくなるようにするのが岸高校長の希望でした。そして極端に差別待遇をするようになりました。尤も、前々年頃よりだんだんとそうやって来たのですが、私たちの時代が前後を通じて最もひどかったようでした。何故、このように圧迫したのかというと、原因はいろいろとあるのですが、煎じつめると校長の口話万能主義、しかも特別に名古屋聾学校程度に口話を引き上げたいという願い、その一方には自己の名誉策、更に掘り下げると大変ひどい原因があるのですが、ここでははぶきます。例をあげると、朝会には口話部は出るように、手話部には出ない（体操も）、始業時間をくり上げて手話部、口話部の休憩時間を喰い違わせて、会わせないようにすること、各種式には一切、校長は口話ばかりで、手話通訳は認めないこと。

口話部生徒には手話部生徒を極端に悪く印象づけるように、先生が教育して上級生を軽蔑させるように仕向けること、秋期の運動会には午前は口話部、午後は手話部と区別してやらせること、口話部の各行事には校長はつとめて出るようにしても、手話部の場合には欠席するようにしたこと、例えば運動会、送別会、その他……です。

校長がそのようなもので、永年の先生方もその影響で合切、校長の政策に迎合しているのを見る度に、私は胸が煮えかえるような怒りを感じました。

何故、こんなに差別をつけるのだ。手話組がなくなれば、その時一切口話部のよいようにするならばよろしいが、それをさしおいて教育当時者が、現代教育すべき手話部をも厄介視して教育の万全を尽さぬとは言語道断というのが私たちの持論でした。

—略—

学校の校庭に塀をたてて 2 分し、手話組、口話組の生徒を会わせぬようにするという案も立てられました。これを聞いて、又、我々は憤り出しました。結局これは実現しませんでした……。

何ともひどい話であり、手話部の生徒の怒りと不信感は、口話法、というよりも校長に迎合して生徒を抑えつける教師達に向けられる。藤田が怒りをこめて書いているように、手話部には運動会や学芸会にも圧力をかけて許さない、などというのは、まったく嘘のような話だが、当時の聾学校では決して不思議ではなかったのである。口話教育は、まさに、初心の「ろう児の幸せのために」という教育的視点を失って口話法の技術主義へと流れていったのである。それは、ろう学校の教育にとっても生徒にとっても大変不幸なことであった。

しかしながら、もっと不幸だったことは、口話教育が「満州事変」を契機として拡大していく軍閥の侵略戦争—軍国主義教育と重なりつつ展開していったことである。軍国主義

教育と口話主義は癒着して生徒への支配者的指導となっていたのであり、藤田の怒りは、鋭くこのことを指摘しているといつてよい。平和のない社会に障害児教育は育たなかったし、民主主義—民主教育のないところは口話教育も不毛だったのである。

ついで口話教育にとって不幸だったことは、口話法による教育の目標が次第に人間の価値観と結びついてとらえられていったことである。「あの子は発音も上手、口話がよくできるいい子だ」「あの人は手話しかつかわない。みっともない」といった人間そのものの評価が聾教育の世界では普段のこととなっていた。このことは、口話主義の末流が教育の本質をもゆがめていった例証であり、私がこのことを口話法の不幸の1つにあげるのはかかる意味においてに外ならない。

4 「手話通事」と呼ばれて

では、その頃—1920年代から40年代にかけて—の手話通訳の実情はどうだったのであろうか。遠い明治時代のことはよくわからないが、私の想像では、ろうあ者にとっての手話通訳の必要は、ろうあ者の側からの要求というよりもおそらく刑事問題に関する通訳要請から始まったのではないかと思う。「聾啞年鑑」（1935年、聾啞月報社）によれば、当時、ろうあ者の犯罪はかなり目立っていたようで、警察や裁判所ではしばしば「手話通事」が問題になったようだ。法律上でもろうあ者には「通事」をつけることが通常とされていたからであろうが、その必要度はかなり高かったと思われる。

私はかつて、1932年から4、5年間の「聾啞月報」（聾啞通報社）を読む機会があり、その記事からろうあ者の犯罪に関するものを拾ってみたことがある。たとえば「啞の珍裁判—ご機嫌が悪いらしく身振り手振りもせず—」（第12号）「啞の兄弟を斬る—叱責を恨んで—」（第16号）「劇場を専門にする安田の啞男」（第24号）といった類であり、その都度手話通訳が立ち合ったことが記されている。心が痛むことである。先ほどの「聾啞年鑑」では、このような問題について全国43の刑務所、同支所96について、ろうあ者の服役者数の調査（1933年）やその他の資料に基づきながら、社会のろうあ者に対する無理解と差別を指摘した東京朝日新聞（1934年2月16日）の記事を紹介している。朝日新聞では、職業紹介所はろうあ者の門戸を閉ざし、慈善団体もろうあ者の収容を肯んじない、出獄保護会でさえろうあ者であれば引き受けない。排除されてやむなく窃盗をくりかえさなければならぬ。このような、当時のろうあ者の問題を記載しているのである。また、年鑑では「ろうあ者と通事」の問題についても次のように述べ、ろうあ者にとっての手話通訳の必要性と、手話通訳者の不足に大変不安があることを表明している。

聾啞犯罪者の取調べ又は裁判に際しては、手話の練達者に通事を依頼して、その取調べの万全と裁判の公平を期することが例となっている。民事の方面においても、たとえば準禁治産問題の如き、この通事を用うることによってのみ、聾啞者の申し分を聴取することができるが如きである。

現在の状態では、口話法の普及に伴って、手話に経験ある教育者はいよいよ減少する

傾向にあり、とって、口話に久しい歴史をもつ欧米諸国においても、口話を習得せる成人聾啞者といえども、心理の全般を描写するほど、口話を駆使することはとうてい不可能な問題であるため、聾啞者の法定通事、あるいは聾啞者のための部審制度制定が、聾啞先覚者の間にひんぱんに論議されている有様である。

—中略—

聾啞者にあらずして聾啞者の手話に練達した人士を求めることは、昨今の状勢ではいよいよ困難である。わが国においても、早晚こうした聾啞通訳の問題が論議される日が来るであろう。これは聾啞者の社会的地位向上に伴う必須条件であろうからである。

私自身のことでは恐縮だが、私が聾学校の教師となって、まず手話通訳に触れたのはろうあ者の窃盗事件であった。教師になりたてで雑用なども少なかった私は、ある日曜日、学校へ出かけて教材づくりをしていたら、いきなり警察署から電話があつて「ろうあ者を捕らえているのですからすぐ来てほしい」とのことだった。たまたま日直だった女の先生といっしょにかけつくと、そこには市場の近くに置いてあつた自転車をかっぱらつたというろうあ者の青年が座らされていた。私は聾学校教師になりたてで、手話はまったくわからない。女の先生の方がいくらか手話も見なれていて、通訳—といつても口話通訳—といった方が適切—をやってくれたのだつた。この経験もやはり刑事問題であつた。その後、私も少しずつ手話を身につけていき、何かといへば聾学校へ要請してくる警察署の通訳を一手に引き受けるようになったのである。そんな時、私は警察調書の終わりに、「手話通事 伊東雋祐」とか「立会通訳人 伊東雋祐」とか書くように指示され、印鑑をもたなければ指印をおして役目をおわつたものである。

5 手話通訳ととりくんだ人びと

Tという少年がいた。彼は育ち盛りの頃、母親と死別して成長したが聾学校へは行っていない。盲・聾学校にはまだ義務制が施かれていなかった第2次世界戦争のさ中から戦後にかけての少年期である。父親1人で、5人の子供をかかえていては、とてもT君の教育にまで心をつくすゆとりはなかつたのであろう。T君はふとしたはずみで自転車の上に置いてあつた風呂敷包を持ち逃げして捕まり、今度は川遊びをしていた人のズボンから財布を失敬して捕まり、医療少年院から出てくると、次には夜、他家にしのび込んで手下げ金庫を持ち出す、など窃盗をくり返していた。そんな彼に私は手話通訳として接触しながら、こんな場面ではしか出会いがないことを、どれだけ残念に思ったかわからない。もっと早く、教育の場面で出会いたかつた。私は、教師が教育でない場面、しかも警察署や検察庁で手話通訳としてかかわっている、これはどういうことなのか、と幾度も胸をかむ思いで彼の出会いを考えたことであつた。

次に、手話通訳の内容についてであるが、私の経験からいへば、ろうあ者の大会通訳や文化講演会などの通訳があげられる。思うに、これはかなり伝統的な手話通訳配置ではなかつたであろうか。すなわち、ろう学校教育が手話法であつた頃には、学校行事などにも

ごく当たり前のこととして手話通訳が配置され、それが同窓会や成人ろうあ者集団の行事などにも受けつがれていたと思われるのである。そんな時の手話通訳の多くは、聾学校教師であった。もっとも、「聾啞年鑑」でも書いているように、聾学校が口話法に移行していくにつれ、少数になっていったようだが、さしずめ私などは、この少数者の1人として手話通訳活動の道を歩み始めたのであろう。

それとは別に、もう1つのパターンとして聾学校の教師ではなく、身内にろうあ者がある人々の献身的な手話通訳活動があったことも私たちは忘れてはならない。神戸の竹中喜美さんもその1人である。

かつて喜美さんの父、三好梁登さんは京都のロウア保育院で図画の教諭としてロウア児の教育に当たっていたが、その父が一生の理想としてひたむきな努力を注いだのはロウアの更生と教育であった。その情熱は京都ロウア協会の中に自立会を作りその後間もなく他界したのだが、喜美さんの家には梁登さんの遺徳をしたって連日ロウアの人たちが立ち寄り、家は名のないロウア者のクラブのようになっていた。喜美さんはその頃18才だった。それ以来不自由なロウアの人たちと交わっているうちに、気の毒な人々の救済に熱情を傾けた父の本当の気持がはっきりわかるようになり、喜美さんの気持を目覚めさせた。喜美さんは知らず知らずのうちにロウア者同士の手話をすっかり見おぼえてしまった。そして12年前ロウアの身の今の夫と結婚、今日に至っている。喜美さんは「私は夫1人の妻ではありません。不自由な全国ロウア者の妻だという気持で生きています……」と語っている。(日本聴力障害者新聞 1953年6号)

1例をあげたが、彼女のように家族的なかかわりから地域や、さらに広域にわたってろうあ者の通訳活動にとりくんでいた人たちがあつたのである。率直に言って、私は、このような人達の行為を美しいと思うし、この困難な仕事をじっと堪えてこられた方々に心から敬礼する。しかし、その事は、基本的にはわが国の社会福祉全般の貧困を物語っており、私達はこの事を科学的におさえておかなければならないだろう。でないと、手話通訳活動は、わが国特有の相互扶助的、助け合いの精神の中に埋没してしまう危険をはらむからである。それと今1つ、この家族にろうあ者をもつ人達の中の手話通訳活動者には、現在なお数多くの人達が取り組んでおられるのだが、この人らにとっても大切なことは、今や手話通訳活動は、決して個と個のことではなく、通訳集団とろうあ者集団の双方、集団的なかかわり、組織的な通訳展開によってのみなり立ち発展していくという基本をしっかり踏まえておくということである。

以上私は、手話通訳の歩みについて概略述べた。とりわけ、かつては手話通訳が聾学校教師や家族の人々にのみ矮小化されていたことをいっておきたかったのである。

II ろうあ運動と通訳論

1 障害者の権利保障について

わが国において手話通訳の必要性が一般化されはじめたのは1960年代に入ってからである。それ以前は、ろうあ団体や関係者の中では真剣な論議はあっても、なかなか社会の一般的な問題とはなりえなかったし（現在でもなりきっているとはいえない）、行政の側にも手話通訳に関する認識はきわめて薄いものであった。

身体障害者福祉法が制定されたのが1949年であるが、それに基づいて京都府では「身体障害者福祉センター」を設置した（1955年）。この時、私はろうあ協会の通訳活動などやっていた事もあって、府の社会課からいくつかの相談をかけられた。今度つくる福祉センターには、身体障害者の職業補導を主とした更生援護の施設であり、盲人、ろうあ者、肢体不自由者のための3課を設置したい。盲人にはハリ、灸、マッサージの職業補導があるが、ろうあ者の職業補導といえばどんな職業を考えればよいのか、ということと、この際、ろうあ協会のAさんから要請があった手話の出来る指導員を採用したいがどうだろうか、といった点であった。前者について、私などは現在ろう学校の職業科に設置されていない歯科技工士養成を進言したりしたが（結果は予算がとても足りず小規模の印刷補導となる）、手話の出来る職員任用については、むしろ行政側の主導で事が運ばれていったのであった。当時は、ろうあ運動といっても全日聾連の組織もまだ全国組織の足がためを進めている段階であり、地方でもまだ、ろうあ者が自らの諸権利を獲得することを目ざすろうあ運動も発展しておらず、手話通訳についても、たとえば、ろうあ者大会などのスローガンに、「手話のわかる福祉司の設置を」といった趣旨が掲げられる程度であった。このような時期に京都府では身体障害者福祉センターの設立にともなって「手話技師」としてKさんを採用したのである。このことは、その後、京都のろうあ運動を飛躍的に発展させていく大きな力となるのだが、この任用は、おそらく、手話が堪能であることを条件としたわが国初の公務員任用ではなかったかと思われる。現在のような運動があったのではなく、その成果としての任用というのではなかったが、よく考えてみればこの事実は、戦後の京都に、ようやく民主的な地方自治行政が根づこうとしていた歴史の一駒と考えられはしないだろうか。少なくとも私には、当時の歴史的、社会的な背景の中で、京都府という一地方自治体が示したろうあ者福祉についての一定の意志表示と思われるのである。

身体障害者の諸権利の実現が具体的に進んでいくのは、何といても戦争という殺戮と人間性の抑圧がない社会であることが前提である。障害者の教育権、労働権、生活権の問題もやはり、第2次世界大戦が終わり、1946年、憲法の公布以後を待たなければならなかった。しかしながら、ここでは特に聴覚障害者が平等に生きるための諸権利が、少しずつ社会に認知されていくには、それなりに紆余曲折があって単純な経過ではなかったことを述べておきたいのである。このことは、障害者の教育権について考えても明らかである。憲法や教育基本法で、「すべて国民は、ひとしく教育を受ける権利を有する」となっているにもかかわらず、養護学校の義務制実施は1979年まで延期されたし、労働権保障の問題にしても、まだまだ長い、障害者を中心とした戦いが必要なのである。にもかかわらず、障害者の権利に関する世界的な関心は、ついに1981年を出発年とした「国際障害者年」の合意にまで到達

する。これは以下にみられるような、人権に関する国際的な努力があったことが背景となっている。

- 人権に関する世界宣言 1948 年 12 月第 3 回国際連合総会において採択。
- 社会保障憲章 1961 年 12 月第 5 回世界労働組合大会で採択。
- 精神薄弱者人権宣言 1968 年 10 月国際精神薄弱援護団体連合エルサレム会議決議。
- 聴力障害者の権利宣言 1971 年 8 月、パリ・ユネスコ本部 第 6 回世界ろうあ者大会評議会採択。
- 精神遅滞者の権利に関する宣言 1971 年 12 月第 2027 回国連総会本会議。
- 障害者の権利に関する宣言 1975 年 12 月国際連合総会において採択。

2 身体障害者福祉法と手話通訳

1947 年に制定された「身体障害者福祉法」はさまざまな問題点や欠陥をはらんでいた。これは、福祉 6 法とよばれている他の諸法についても同様で、要するに憲法に規定された、すべての国民が享有する権利の法的展開が欠如していることである。もっとも、この福祉法は一般の障害者の生活や労働を保障するというよりも、退役傷痍軍人の数を背景に、その労働能力の回復に焦点をあてて制定されたという経過、厚生省の障害者福祉に対する見切りの政策のあらわれでもあったのである。

立命館大学産業社会学部教授真田是氏は、1976 年 3 月、京都社会福祉労働者交流集会記念講演において、わが国における戦後 30 年の福祉労働の流れを 4 期にわけて克明に分析しておられる。すなわち、第 1 期を 1945 年から 40 年代いっぱいとし、この期を「慈善型福祉労働克服の志向」と名づけておられる。戦後の大量失業と貧困の時期であり、その事が社会福祉労働が対象となった時期である。が、しかし、この期というのは、戦前、戦中型の天皇制的社会事業のあり方を、理念的には否定する風潮が出てきた時期でもであると、真田教授は指摘される。そして、「児童福祉法であるとか、身体障害者福祉法であるとか、これは中味はまだきわめて救貧法的な対応しかできていなかったのでありますけれども、あれにあらわれた理念というものは、天皇制的な社会事業というものを何とか克服していきたいというのが出ておった。」と述べておられる。ちなみにこの区分による福祉労働の第 2 期は、サンフランシスコ体制といわれる 1950 年代で「福祉労働の固有性の追求と統轄、掌握装置の再編」の時期、つまり、社会福祉の「近代化論」の時期であり、同時に福祉労働の官僚主義化の時期、アメリカ型社会福祉技術による福祉再編の時期ということになる。そして第 3 期を 1960 年代の「社会問題の新段階と社会福祉の国民化」の時期とし、第 4 期を 1970 年代「戦後民主主義の新段階と福祉労働の新しい発展」の時期とされている。

これらは、真田教授の試論であろうし、今後なお修正されるかもしれない区分でもあろうが、私など、敗戦後長い間、実地に手話通訳活動を通してろうあ運動とかかわってきた者としてもなるほどとうなずく点が多いのである。

さて、身体障害者に対するわが国最初の法律「身体障害者福祉法」であるが、これは、

たとえば「第1条 この法律は、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行ない、もって身体障害者の生活の安定に寄与する等その福祉の増進を図ることを目的とする。」「第2条 すべて身体障害者は自ら進んでその障害を克服し、すみやかに社会経済活動に参加することができるように努めなければならない」としているように、障害者の自力更生への努力と、国の保護がうたわれていて、障害者の権利保障の観点に欠落していること前述の通りである。その後、障害者福祉施策については、障害者自身の生活権、労働権を守る要求運動が発展し、それともなう一定の政治的対応として、徐々に補足されていくが、ちょうどそれは、原っぱにごたごたと家が建ち並び、それからあわてて道路や下水工事が進められていく事情とも似ている。その上、わが国では、権利保障を基本とした障害者福祉の歴史も浅く、理論的体系も遅れており、そこへアメリカの福祉技術が入ってきたため、その法体系や運用が大変複雑になっている。福祉事務所の職員でさえ、細部にわたっての住民要求にこたえることができるためには、かなりの経験と自身の学習が必要だといわれている。手話通訳に関する行政対応も同様であって、手話通訳の公的保障といっても、その現状はきわめて未整理だといわざるをえない。

次は、敗戦後の障害者福祉施策と手話通訳に関する行政的対応の概略である。

障害者福祉関係

○戦後処理と障害者問題（1945～）－憲法、教育基本法の制定－

障害者福祉の制定（1949）

身体障害者雇用促進法の制定（1959）

国民年金法の制定（1959）

○高度経済成長政策と障害者問題

－労働力不足と障害者の雇用－

－産業公害と住民運動－

－障害者運動の発展－

経済審議会答申（1963）

身体障害者相談員制度（1967）

心身障害者扶養保険制度（1967）

身体障害者家庭奉仕員派遣制度（1967）

労働力不足とその対策（1968）

心身障害者対策基本法（1970）

○経済危機と障害者問題（1970～）

－就職率の低下－

身体障害者雇用促進法の改正（1976）

手話通訳関係

- 手話ができる福祉を（ろうあ団体のスローガン）
- 福祉事務所職員の手話講習会（大阪など）（1955）
- 手話サークル誕生（京都 1963）
- 第1回全国手話通訳者会議（於福島 1968）以後毎年開催される。
- 手話奉仕員養成事業（1970）
- 立会演説会における手話通訳の使用（1971）
- 第5回全国手話通訳者会議時に決議文出る（1972）
- 手話通訳設置事業（1973）
- 手話協力員の設置（労働省）
- 全通研結成（1974）
- 手話奉仕員派遣事業（1975）
- NHK「聴力障害者の時間」（1977）
- 手話通訳指導者養成研修事業（1979）

以上見てきたように、障害者福祉についての施策として制定された「身体障害者福祉法」は基本的な性格として権利保障の観点がなく、戦後のわが国における障害者福祉は、サンフランシスコ体制から高度経済成長政策という急激な社会変化をかいくぐってアメリカ型の福祉技術が進行していったと考えられる。そういう中で、聴覚障害者の福祉施策の1つとして手話通訳の問題が、これは比較的新しい施策として入りこんでいったのである。

3 手話通訳に関する日聾連の対応と方針

わが国の障害者福祉施策に手話通訳とその制度の問題が入っていったのは、全国各地に自主的につくられていった手話サークルの活動に負うところが大きい。いわば民間主導型の福祉施策といってよいだろう。手話サークルについては後に触れるとして、ここでは1970年以降、厚生省がつぎつぎに出していった手話通訳に対する施策と、一方では民間の自主的な手話学習集団である手話サークルや通訳活動者に対して全日本聾啞連盟ではどう対応し、どのような方針をもつてのぞんできたか、そのことを整理してみたいと思う。

今、私の手もとは全日本聾啞連盟が出した次のような「方針」なるものがある。

- (1) 手話通訳についての当面の方針（1972年）
- (2) 昭和50年度手話通訳に対する基本方針（1975年）
- (3) テレビ放映に伴う手話通訳者への指導方針（案）（1976年）
- (4) 手話サークルに対する指導方針（案）（1978年）

これなどは、どちらかといえば日聾連が今後育てていくべき手話通訳者と、手話サークルへの期待と決意をこめたものである。

◎ 手話通訳についての当面の方針

近年、ろうあ運動のたかまりの中で、聴覚障害者の生活と権利を守るための中心的な問題の1つとして、手話通訳の問題が大きくクローズアップされてきている。

手話通訳の行政保障を要求してのわれわれの運動も、不十分であるが、いくつかの成果と前進をもたらしている。たとえば、厚生省の助成による「手話奉仕員養成事業」、地方自治体におけるろうあ者専任福祉職員の採用、設置、あるいは手話サークルの広がり、通訳研修会の関係……など。

しかし、これらの運動の前進の中で、今迄気づけなかったようないろいろな矛盾が表面化し、明らかになってきたことも事実である。そこで、このような状況をふまえて、本連盟の当面の方針を明らかにし、全国の手話通訳活動者と共にろうあ者の通訳保障の課題ととり組み、又、直面している問題の整理のためのたたき台としたいと思う。

- (1) 手話通訳活動にあたっては、それが聴覚障害者の願いに応えるためのものとしてある、という観点が確立されなければならない。このことは、主として2つの意味を持っている。1つは、手話通訳活動は、聴覚障害者の生活と権利を守るという立場が貫かれねばならないという事であり、もう1つは、手話通訳活動は、聴覚障害者の要求や運動に対立したり干渉したりすることはできないということである。通訳活動とは、理念的には、聴覚障害者の願い、要求にそうための努力の総和ということができる。したがって、我々は、すべての手話学習者、通訳活動者がこの立場を貫けるよう援助、協力し、必要がある時は批判していくことが重要であると考え。
- (2) 手話学習、手話通訳に対する取り組み、正しい立場に立った手話学習、手話通訳活動を広げるためには、組織的な取り組みが必要である。そのためには、手話サークルを全国のすべての府県に作る必要がある。「手話奉仕員養成事業」による府県主催の手話講習会は、手話を広め、ろうあ者に対する一般の理解を深めるという点では正当に評価する必要があるが、講習会を手話サークルに代えるという考え方は不十分であると考え。

第2に、手話を学ぶことがすぐそのまま手話通訳と結びつくわけではないという点から、通訳養成、通訳活動の向上にどう取り組むか、という事が今後の我々の大きな課題となっている。(手話講習会はもちろん、手話サークルも、この課題に直接応えることは困難である) この点、理論的には通訳活動者の組織が必要とされているということができる。

しかし、現状ではこの問題はさまざまな矛盾をかかえており、今ただちに実行に移すことは疑問があり、さしあたっては各ブロックろうあ連盟主催のもとに、ブロック単位による通訳者会議を開催し、その積み重ねの中で方向を明らかにしていくことが正当であろう。この中から出て来る通訳活動の集団的な取り組み、組織的な規律が、これからの通訳活動を前進させ、通訳活動者を養成する基盤となるであろう。

(3) 手話の研究

これらと同時に、手話の研究、発展もまた大切な課題である。「わたしたちの手話Ⅰ、

Ⅱ」をたたき台として、手話の構造となりたちを分析し、発展させていく必要がある。この場合、手話はろうあ者のことばであり、ろうあ者がその生活の中からつくり出し、整理し、統一していくものであるという基本的な認識を確立させる必要がある。この点、いわゆる「同時法」による手話については、我々は深い関心を持つものであるが、これは当面、あくまで教育の方法であり、したがってこれをそのまま我々の中に持ち込み、それによって手話を「統一」させようという考え方には反対するものであることを明らかにしておきたい。

やや長くなったが、これはちょうど手話が広がり始めた 1972 年、長野大会（第 5 回全国手話通訳者会議）の時出された内容であり、手話通訳活動やその組織化について、かなり大胆で基本的な提起をしているので全文を引用した。全日聾連の手話通訳に関する要望としては、もちろん、手話通訳の制度化を求める行政への要求があるが、ここでは、手話通訳を実践する人達への期待と提起をとりあげた。

手話通訳は、単に行政レベルで設置させれば良いのではなく、その活動内容は、聴覚障害者の命や暮らしとじかに深くかかわっているだけに当然のこととして日聾連は方針をだしたのである。ここに、手話及び手話通訳の問題を運動的にとりくんで広め発展させていく必要が生じる。

その後も、日聾連では紹介したようないくつかの「方針」や企画部報告という形で手話通訳に関する諸問題を提起してきた。1972 年方針はこれらの基盤となったものであり、当時の手話通訳事情というか、手話通訳に関する社会的状況がうかがえる。すなわち、厚生省は 1970 年度より、ろうあ者対策として手話奉仕員養成事業を始めた。このことをどう受けとめるかについてはさまざまであるが、要するに当時はまだ手話通訳の行政への任用も例が少なく、国は、ろうあ者の要求に対するに、安上がりの奉仕員で肩がわりさせようという意図をもっていた。それともう 1 つの基本問題としては、手話通訳というろうあ者にとっては命ともいえる重く大切な行為が、ただ手話講習会を受講しただけの手話奉仕員にすりかえられていくという危惧があった。そこで 72 年度方針では、厚生省の手話奉仕員養成事業をろうあ運動の一定の「成果と前進」としながらも、通訳活動者への通訳倫理と通訳組織、及び手話研究についての提起を行なっているのである。ちょうど第 5 回の全国手話通訳者会議が行なわれ次のような決議文が出された時期であり、この方針は、日聾連の運動にとっても、手話通訳問題とかかわる者達の手話運動にとっても大きな節目であったといえる。

決議文

私たち第 5 回全国手話通訳者会議に参加した者は、本会議における討議に基づき、次のように決議します。

1. ろうあ者の生活と権利を守る基本的立場において通訳活動の実践ととりくみます。

1. 通訳活動の実践を通じ、ろうあ者問題の認識を深め、それをより多くの人々に広めます。
1. 私たちは常にろうあ運動と連帯し、手話通訳保障の実現につとめます。
1. 私たちは手話通訳者の身分保障、活動保障を実現させるため努力します。
1. ろうあ団体と協力して手話通訳者の全国的組織をつくります。当面ブロックでの組織化をはかります。
1. 私たちは常に手話及び通訳問題の研修を深めます。

昭和 47 年 6 月 3 日
第 5 回全国手話通訳者会議

ここでもう少し当時の実状に触れておくと「第 5 回全国手話通訳者会議」といっても、そのような全国組織があるわけではなく（全国手話サークル連絡会というのはあったが機能していなかった。）、集会はすべて全国ろうあ者大会が引き受けて準備し、運営については日聾連参加が中心となって、古株の手話サークルが世話係をやっていた。「全国手話通訳者会議」と表向きの名称はあったが、その中味は、手話通訳活動と取り組んでいる者もきわめて少なく、参加者の大半は、手話を学ぼうと手話サークルに寄っている青年達であった。

また、この時の参加者は 239 名と前回より 80 名増え、参加サークルも 59 と 15 サークル増となるなど当時はようやく通訳問題学習の場としての手話サークルが各地に誕生しはじめていた頃だったのである。したがって、日聾連の手話サークルに対する倫理的な願い、その組織の発展に対する期待は非常に大きいものであった。手話人口は年々に増え、手話サークルは全国に広がって、その意味では日聾連の方針は根づき、成果を得たといえる。しかしながら、さらに、手話及び手話通訳にかかわる経過と実状について触れるならば、次の諸点があげられる。

第 1 に問題だったのは、手話サークルが、元来の機能や運営の問題ともかかわって、その恒常的な全国組織化が進まなかった点である。各都道府県各地のブロック組織、たとえば、東京都手話サークル連絡協議会とか、中国地区手話サークル連絡会などのように、地区での「連絡会」の結成まではいくのだが、全国組織となるとゆきづまった。これは結果的に「全国手話通訳問題研究会」として、手話サークルとは別組織での結成（1973 年、大阪会議時の提案によって、翌年、青森会議）となるのだが、この問題は、手話とは何かとの課題とかかわって、なお今日的な問題をはらんでいるのである。このことについては後で述べたい。

第 2 には、手話通訳の行政保障は、たとえば 1967 年の日聾連調査で、

- (a) 手話通訳を正職員として配置した自治体……………14
- (b) 委託・嘱託として配置したところ……………14
- (c) 派遣事業として実施しているところ…………… 7

(d) 正職員と他形態の併設…………… 4

といったその進行状況から見ても、きわめて複雑な形態をとりつつ今日に至っていることになる。総合的な制度化が望まれているゆえんである。例をあげると、ある自治体では公務員として手話通訳が配置されているが（その数はきわめて少ない）、他は非常勤嘱託か民間のボランティア活動に依拠してしまっているといったぐあいである。公務員に任用しているところでも

(a) 聴覚障害者が来庁した時のみ手話通訳を行なう。

(b) 一般の福祉行政事務も多数兼務していて手話通訳業務はその中に包括されている。

(c) 手話通訳の専任的業務を行なっている（これは嘱託者に多い）。

などまちまちである。又、手話通訳の派遣についても、ろうあ協会や手話サークルが委託され実施している自治体から、身体障害者連合会や社会福祉協議会への委託などと各地各様であり、手話通訳活動の報酬についても、2時間 500 円から1日 2,000 円までとばらつきが大きい。これらの諸問題を含め、聴覚障害者の総合的な権利保障に根ざす手話通訳の制度化が検討され、実施されなければならないのである。

なお、日聾連としては、その運動の経過の中で提起し、実施してきた連盟独自の認定制度をもっているが、これを今後の行政保障とどうつなげ発展させていくのが大きな課題であるだろう。

第3には、手話の市民的な広がりとうろうあ連動、手話運動の対応の課題である。かつて全日聾連書記長安藤豊喜氏は、今や手話はろうあ者の苦しみから離れ、願いから離れて健聴者の中に翔んでいる状況が出てきたとして、そのことに対する連盟のきちんとした対応が必要だ、という提起をされているが（1978年第11回全通研集会）、この問題は、手話が市民的な広がりを持ち始めた時からの必然として出てきた問題であり、手話が一般化の方向をたどるとするならば、当然表面化してくる課題でもあった。問題はこの課題をどう運動的に消化していくかということだ。

以上、手話の広がり、手話通訳にかかわる諸施策が出される中で、全日聾連の対応と方針及び今後の課題について要約した。

III 手話通訳の今日的課題

1 通訳論の展開

「通訳論」ということばを使ったのは、1968年、福島における第1回全国手話通訳者会議の時であり、その内容を「ろうあ者の権利を守る通訳を」と要約アピールしたのは「日本聴力障害新聞 1968年7月号（No.206号）」であった。日聴紙編集部では「手話通訳をめぐる2試論」という見出しで、この通訳者会議の内容を分析し報じている。

福島大会と併行して行なわれた第1回全国手話通訳者会議に参加した人々は、さまざま

まな立場と関心から意見交換、実践報告を行なった。その成果を基盤にして、全国に散在する手話通訳者の全国的な組織を作ろうという動きがあらわれてきている。

この動きは、今後果して何を目的とし、どういう課題をもって発展していかねばならないか。まず、今までお互いに連絡なしにバラバラに通訳活動を行なってきた人々のじかの意見から問題を掘りおこしていく必要がある。この意味で討議に先立って行なわれた発表論文を2篇ここに集録した。発表論文の中には大体2つの流れがあった。

1. ろうあ者の権利保障、団体活動の現状および発展の中でどうとらえていくかという関心。
2. ろうあ者にとって最も望ましい教育及びコミュニケーション手段として、現在の手話をどう改善していけばよいかという関心と提案。

ここでは、前者の代表として伊東雋祐氏の「通訳論」を、後者の代表として田上隆司氏の「同時法について」を収録した。

田上氏の所説は一見伊東氏と関心領域を異にしているようだが、基本的な手話観でつながるものをもっている。又、伊東氏の所説はろうあ者の権利獲得に対する通訳者の使命を基本としているが、一方では通訳者自身の身分保障問題も当然掘りおこされねばならないだろう。問題は広く深いが、ともかくこの2論文から出発して読者の皆さんと共に考えていきたい。

私は、この日聴紙の問題把握は、その一面においてすぐれた要約アピールであったが、聴覚障害者の人間的諸権利とその保障の実現をめざす伊東の「通訳論」と田上の教育方法論「同時法」とを「基本的な手話観でつながるものをもっている」ととらえているのは、いささか強引ではなかったかと思っている。両者はその後、それぞれに異った方向を歩み、前者は日聾連を中心とするろうあ運動、及び手話通訳の活動者集団や手話サークル、さらに広範な市民をも含めて、手話を運動的に広め高めようとする手話運動「ろうあ者の社会的自由の獲得をめざす手話通訳を」（1977年10月京都市ろうあ協会と全通研京都支部の定期協議）という問題提起へと発展する。そして、後者は栃木聾学校での同時法への全国的な関心と、一方では田上らを中心とした手話の「学術的研究」及び、アメリカのトータルコミュニケーション論を導入しつつ、聾学校の教育や聴覚障害者の高等教育、又、コミュニケーションにそれを位置づけようとする研究へと発展してきている。

1968年第1回全国手話通訳者会議での2つの問題提起は、このようにそれぞれの方向に向って歩みを続けてきた。もともとこの2つの方向性については大きな相違があつて、通訳論の立場から論点を合わせたり、教育方法論から手話通訳にかかわる運動論に照準を合わせて論議を深めたりすることは困難である。ところが、最近では、手話学習や手話通訳活動に、非常に多くの人々がとりくむようになり、私なども同時法やトータルコミュニケーションについての質問を受けたりすることがある。

「聾学校では何故手話を教えないのですか」

「同時法で教育すればもっと文章力がのびるのではないでしょうか」

「ある聴覚障害の大学生は伝統的手話よりもトータルコミュニケーションがいちばんよくわかるとっている。トータルコミュニケーション研究をもっととりあげたらどうか」

「いや、昔の手話には昔の手話のよさがある。それをもっと学ぶべきだ」

などの、ろう教育や手話論についての質問や論議である。こうなると私もうかうかしておれない。そこで、以下通訳論という立場から、これらの質問や論議について私の観点をいくつか述べておきたいと思う。

第1に、手話を学ぶ人達の素朴な質問についてであるが、手話法についての問題は（I-1）「聾啞教育と手話」で書いたので略し、ここでは同時法について述べる。ろう教育の対象は、自然的には言語の獲得がしにくい聴覚障害児であるため、非常に高度な技術なり、適切な教育方法が要求される。そしてその成果は、その時期、その時期の社会的な背景や、教育科学の総合的な反映でもあり、教師の集団的な努力や工夫によることが大きい。が、しかし、現在では手話法1本で教育を行なっている学校は皆無であるし、同時法を用いようと、口話法を用いようと、聴覚障害児の発達（特に言語発達）について科学的なおさえと教師の一致した教育実践があるなら、少なくとも言語発達上の成果にさしたる相違はないと私は思う。それよりもなお基本のことは、この子らが、どう平和と民主主義を愛し、人間を大切にしよう人格を身につけて育っていくかということである。先輩達が営々と築きあげてきた聴覚障害者の運動を、どう引き継ぎ発展させるかとの課題をもつ人格の育成である。単なる技術や方法のことではないのである。

次に同時法及び同時法的手話についての解説であるが、これは、元栃木県立聾学校の先生であった田上隆司氏に登場して解説していただく。

田上氏はその著「手話の世界」（日本放送協会 1979年）で次のように説明する。

日本には次のような2つの手話があります。

- 伝統的手話＝日本語とは別の言語である手話
- 同時法的手話＝日本語の手話

伝統的手話は、昔から自然に用いられてきたという手話という意味で「伝統的」と名付けられたものです。

同時法的手話は、手話をするときに、同時に話をするという意味で、同時的と名付けられたわけです。「同時的」でなく「同時法的」というのは、聾教育上の用語として「話と手話、又は指文字を同時に用いて教育する方法」という意味で「同時法」という用語があり、その中で用いた手話という意味があります。しかし、同時法的手話は聾学校の中でだけ用いるものと限定して考える必要はないと思います。

私たちは同時法的手話も日本語の中に含めて考えていますが、普通日本語といえば音声語による日本語だけをさし、手話は日本語という言語の中に含まれていません。日

本語の中に同時法的手話も含めて考えると、日本語には「音声語で表わした日本語」と「手指で表した日本語」があることになります。

というわけで、田上氏は同時法的手話はいくまでも日本語の一表現様式とし、それに対して日本語と対応しない昔からの手話を「伝統的手話」とよぶのである。

確かに、最近では聴覚障害者の教育も進み、成人ろう者の手話使用状況も以前とは大きく変わろうとしている。すなわち日本語を正しく獲得する力が飛躍的に増大し、日本語形式を内語として手話を使う人達が急増しているのである。この事は事実であるけれども、しかし私は、通訳論において、これらさまざまな手話を、特に同時法的手話だとか、伝統的手話だとか、中間型だとか、そういう分類は不必要な事だと考える。手話は手話なのであって、人それぞれにどんな使い方があってもよいし、時や場所によって多様な使い方が創造されるべきだと考える。

また、手話は本稿でもみてきたように、ろう教育の歴史や社会的な変遷と同時に発達をとげてきた。そして手話は聾学校の教育とはまったく無縁に、聴覚障害者自らの集団の中で太っていくであろう。手話通訳とはまさに、そのことにかかわりながらの活動なのである。

第2に、手話研究についてである。最近、手話を学ぶ人達の間には、手話そのものに対する言語的関心が広がっているようだ。

「小説を書いているが、日本語の表現はむずかしい。手話は語彙が少ないからもっと難かしいだろう。だから手話を憶えてみたい」

「心理学の専攻で手話の抽象性について考えてみたい」

などの動機や、社会言語学上、文化人類学上の興味からの関心である。身振り話や手話の研究はまだ未開拓である。その意味でも手話の科学的研究は非常に大切である。ただ、手話の科学的研究という場合、単に手話の分解だとか論理的な探究だけにとどまるのではなく、もっと人間そのものの生き方だとか、行動とかかわって総合的な科学を手話にあてていくべきではないかと思う。たとえば未就学の人達、離島や僻地の人達、老人、婦人の手話、地域地域の手話は身振り表現の採録などを通して、ろうあ者が生きてきた暮らしの歴史や、その思想に光をあてて大切にしていく、いわば社会科学としての手話研究がとりあげられ、発展させられなければならないだろう。そしてこのような手話研究は、手話とつながっている多くの人々が手話への科学的認識を持ち合い、寄せ合うことによって成しとげられるのであろう。

第3に、今後通訳論はさらに内容を充実させていかねばならないが、より漸新な通訳論を展開するにあたって2、3のことを述べると、その1つには、地域論の構築の問題がある。これは聴覚障害者の通訳要求が多様化し、同時に手話が社会化していく中で出てきた課題である。新興住宅地や団地、職場や学園、公共施設や商店街など一口に地域といってもその場所なり場所なりはさまざまであるが、とにかく、通訳要求はそういったあらゆる

場面に広がっている。「手話の市民化」とか「地域に手話を」との言い方があるが、であればなおのこと、では、それはどんな地域であることが望ましいのかという問題が出てくる。それは往年、戦争中の隣組のような戦争体制への協力と相互扶助を目ざした地域ではなく、すべての人々のいのちと暮らしを守り、基本的な権利を尊重し合っていく民主的地域のことであり、地域福祉が中心に捉えられることは当然であろう。このことはまた、手話サークル作りの問題でもある。次には、手話通訳の専門性とは何かということを手話通訳の広がりとの総体的な問題として明らかにしなければならないであろう。従来から、医療と手話通訳、公民権や司法的場面の手話通訳、講義など受講時における手話通訳などと手話通訳の専門性について事例があげられてきたが、より太く厚い通訳論をつくりあげていくためにも、行政に公的保障を迫っていく上にも、専門性の問題はきわめて具体的でなければならないし、明快な論理が構築されなければならない。

次に上記とかかわって手話通訳の行政配置及び手話通訳の身分保障の問題がある。今、札幌では、手話通訳の職業病問題と、身分保障の問題がとりあげられ、日聾連もその運動にとりこんでいるが、その根底には、身体障害者福祉の制度問題があり、当面、聴覚障害者への福祉施策の問題があり、手話通訳の総合的な配置問題がある。どのような手話通訳網をめぐらせば、聴覚障害者の暮らしや文化を向上させる手だてとなるのか、そのことを基本としながら身分保障の課題が進められなければならない。以上、私がかつて提起した「通訳論」から「ろうあ者の社会的自由の獲得と手話通訳」に至るまで、手話通訳は深化し展開してきたわけであるが、さらにこれまでの歴史に学び、未来に展望を持つ通訳論が展開していく事を期待してやまない。

2 通訳組織の確立と発展のために

手話通訳者、ということばを私はせつぱつまった場合以外はあまり使わない。どちらかといえば手話通訳活動者といった方が無難ではないかと考えているからだが、それはさておき、私はこの活動者集団の組織化が今後ますます重要ではないかと考えている。このことは、全日聾連の1972年度方針でも提起されたが、あの時は、手話サークルの県組織、ブロック組織、全国組織づくりが念頭におかれて方針がつくられたのであった。しかし、今では社会的な状況が大きく変動している。したがって組織の問題を考える場合、手話サークルの組織論だけでは不十分であるし、といて、手話サークル論を除外しての手話通訳活動者組織論もまた不毛である。アメリカなどでは全米通訳者協会といった組織が運用されているようであるが、わが国の場合、現在次のような組織がある。

- (1) 全通研各支部および班組織
- (2) 手話サークル関係の組織
- (3) 登録通訳者関係の組織
- (4) 全日聾連認定者の組織
- (5) その他

将来、たとえば全米通訳者協会のように「手話通訳者協会」組織が必要となるかもしれないし、あるいは手話サークルの全国組織が必要となるかも知れない。が、今全通研としても力をつくさねばならないのは、第1に全国的な支部づくりであり、支部なり班活動の中味づくりである。

支部づくりの理念や問題点、また、その具体的手引については「通訳問題研究」11号に詳しく載せてあるので省略するが、一方では手話サークル内での全通研支部づくり早尚論が今なお根づよい向きもあるので、そのことについて若干私見を述べておきたい。結論的にいえば、全通研支部または班の結成と活動は、現存する手話サークルと決して対立的にとらえるべきではない、「全通研会員は手話サークルの良き会員であれ」ということである。私が今つかんでいる全通研結成についての不用論、あるいは時期早尚論、というのか1つには手話サークルの中心になって活動している人達が「手話サークルで手いっぱい、これ以上組織の仕事まで増えては大へんだ」という率直な防衛論的立場があり、もう1つには、現在手話サークルで、たとえば通訳派遣の委託まで請け負っていて、手話通訳活動はそれで十分だ、わざわざ全通研組織の必要はない。との、かなり積極的な不用論とがあるように思う。その他にも「全通研のことがよくわからない」とか「無関心」だとか「感覚的になじめない」とかがあるが、大別すると2つの大きな理由があげられる。これらは全日聾連が示している方向や、先ほど紹介した「全通研の手引 支部づくりのために」の学習を深め、早急に支部づくりととりくんでいただきたいと思う。

現在、手話を学ぶためには全国各地に手話講習会が開かれ、中には有料の手話講座などがあったり、手話の書物が出ていたりして、巾広い地域や階層の人達に扉が開かれているようになってきた。多くの手話サークルはその延長として作られているが、最近では、講習会とは関係なく、そこにろうあ者がいるためにつくった、などの手話サークルも含めて、全国的には非常に多くの数となっている。今年度全日聾連では全国のろうあ協会のアンケートによって(37都道府県よりの回答あり)総計493のサークルを報告しているが、同年全通研でサークルの活動内容の調査を行なうに当たって発送したサークル数は、20都道府県で約500であった。というわけで、その数については類推する以外にない。おそらく全国では1,000以上の手話サークルが生まれているのではあるまいか。

手話サークルとは手話通訳のみを目的としているのではない。さまざまな活動領域の1つとして手話通訳活動があるのであり、その基本は先に述べた地域論ともかかわって、手話サークルとは手話を学ぶことを通してすべての人々が平等に、自分の能力を力いっぱい反映して地域社会に暮らしていくことを目指した集団であるといつてよい。サークル活動によってすべての人の権利を大切にしながら民主的な人格を育てあつていく、それが基本であつて決して手話通訳活動のみを旨とし、取り組む組織ではない。ついでに手話サークルの本質について2、3の事を述べると、手話サークルは行政の下請けではなく、あくまでも、手話を学ぶろうあ者問題と取り組むことを目的とした自主的な集団であり、民主的な運営に貫かれたものでなければならないことであり、さらに言えば、地域のろうあ者と

の友好と連帯のあり方がたえず追求されていなければならないことである。ところによってサークルが自ら行政の予算消化に追われているなど、不本意の活動もみられる。

これは、手話サークル本来のあり方ではない。経過的に見て、又、現状の上からは必ずしも全面的に否定すべきではないにしても、手話サークルの本質とその運営はきわめて自由で、いろんな人達がいっしょになって創造していく活動でなければならない。又、手話サークルによって若い人々が多く、年配の人が入りにくかったり、その中でセクトができてしまっていたり、ろうあ者団体との間に軋轢があったり、ろうあ者はそれにいても話の内容からは全く除外されていたり、個々のサークル活動には、まだまだ克服していかなければならない面も多い。が、要するに手話サークルはすべての人達が共に豊かに暮らしていける民主的な地域づくりに根ざした自由な組織であるといえる。私が今、非常に大切だというのは、手話サークルが持っている以上のような本質であり、これにはずれた場合については見直しをもちつつ改善していく事が大切であると考えている。

そこでこの手話サークルと手話通訳活動との関係であるが、これも手引きに載っている通りであり、しっかりと手話サークルに根をおろした通訳活動であることが理想的である。しかし現実には手話通訳活動は、サークル活動以外でも実施され、とりくまれている。たとえば、登録通訳者の独自活動として、行政の領域として、手話サークルに属さない個の活動として手話通訳活動が行なわれているのである。その内容も職場内通訳、学校内通訳などとこれまた非常に多様化してきている。その内容については、単に重い通訳とか、軽い通訳とかの概念でくくることはできないが、たとえば裁判通訳から「売り場はどこですか」の通訳までと巾が広がってきている。誰でも取り組む手話通訳、地域に広がる手話通訳というのは、だから個々ばらばらの通訳活動広がれ、というのでは決してない。私が今、口をすっぱくして手話通訳活動の組織化を呼びかけるのは他でもない。このように手話が広がりさまざまな手話活動が進められていけばいく程そのことを契機としたろうあ者問題が浮き彫りにされるはずで、これをどう明らかにし、どこに問題があるのかを学ぶ必要が出てくるはずだからである。この浮き彫りにされたろうあ者問題をどう解決していくのか、ろうあ者問題をどう社会に投げかけていくのが今後いよいよ重要になるからである。1人では学べない。是非とも組織的に学び、運動的に問題を進めていかなければならない。これは、手話サークルの活動としてであろうと、登録者であろうと、専任通訳の人であろうと、又初心者であろうとみんなの幸わせを目ざして通訳活動と取り組み、学ぼうとする人々、すべての問題である。「全国手話通訳問題研究会」は、このような諸問題の総和として生まれ、今日に至っている。もちろん組織論的にも、内容の上でもずいぶん未解決な問題をかかえている。さらに脱皮して組織の再編成を遂げていかなければならない時期は来るだろう。しかし、手話通訳を聴覚障害者の権利保障の一課題として、これを運動的に進めようとの立場に立つならば、「サークルでせいっぱいだ」とか「サークルだけで十分だ」などという観点だけでなく、1日も早く全国的な運動の起点に立ってこの問題をとらえ、実際活動を進めるべきであろう。私はこのことを強く訴えたい。

3 手話とろうあ者の文化

手話は今、マスコミによってもすごい勢いで世に広がってきた。1963年には松山善三監督によって、映画「名もなく貧しく美しく」が作られたし、1967年にはその続篇「父と子」が製作された。いずれも聴覚障害者が主人公となって手話を使うのであるから、この映画は町の人々に手話やろうあ者のことを巾広く宣伝した結果になる。特に前者は人間の生きることの美しさを描き出した作品として大衆的な評価を受け、同じ作品が1976年、80年の2回にわたってテレビドラマになって家々の茶の間に入りこんでいった。

茶の間に手話が入りこんできたのは、その他にもニュースとか教養番組に手話を挿入したり手話通訳付きの立会演説会風景が放映されたりしたことがあげられる。したがって最近の手話学習者には、このようなテレビで見た手話通訳に触発されてという人達が非常に増えてきている。1979年には又、手話の歌がレコードで発売されたり、アメリカのろうあ者劇団の来日公演があったりして、手話はこれらマスコミの波にのってますます広がっていく気配をみせている。

昨年宮崎で行なわれた身体障害者スポーツ大会の時である。どこかのテレビ局の取材で歌手坂本九がやって来た。広場にはステージが作られ、彼の独演会が始まったそうで、その時彼は永六輔さんの作った手話の歌「そして思い出」とか「赤とんぼ」の歌をいっしょに手話でうたったという。会場はわれんばかりの拍手で、そこでは、この大会のために養成された手話通訳の人々を中心に、一般参加者が手話指導を受けて、たちまち会場を埋める手話合唱となったそうである。福祉事務所などに働いていても、手話講演会などには見向きもしなかった職員までがこぞってうたったという。

このように手話がろうあ者の暮らしや文化から離れて一般大衆の娯楽・芸能の中へとり入れられていく、この事はまぎれもない事であり、日聾連指導部も、このような問題について、今後どう対処していくのか苦慮しているようである。神奈川県ろうあセンター事業課長の丸山浩路氏は東京国立劇場で「手話語り独演会」を催され（1980年10月26日）、その時新聞社のインタビューで次のような発言をされている。

この試みに反対するろうあ者もいます。手話は我々の大切な表現手段、それを遊びに使うとは何事かと、けれど私は考えるのです。ろうあ者の豊かな視覚のうみ出したこのすばらしいコミュニケーション文化を、それを持たない“健聴者”の世界に伝えてこそ差別のない社会をつくり出せるのではないのでしょうか（1980年11月1日 京都新聞）。

また、丸山氏はその著「百万人の手話」でも「福祉の世界からもっと大きな世界へ手話をはばたかそう」と、手話は単にろうあ者の暮らしの中だけにおくのではなく、聞こえる人達の中へも、芸能の世界の中にも広げていく事が大切だと主張する。が、さて、この状況の中で、ろうあ者の暮らしや文化を共に考え、高めあおうとして手話を学び、手話通訳の活動をしている者らにとって、このような現象をどう考えたら良いのであろうか。

この問題について少し述べると、第1に、私は「手話」そのものの問題と「手話通訳」

の問題をきちんと区別してとらえることが大事だと思う。「手話」と「手話法」についてもそうであるが、どうも私達はこれらをごちゃ混ぜにして使ってきたきらいがある。このへんのところをもう少しきっちりおさえた上で論を進めていくことが大切だと思う。

手話とは、複雑な音韻体系によって成りたっている音声語（日本語）とはまったく形態を異にする身振り言語である。もちろん言語であるからには言語としての機能—ここではそれを物事の属性を抽象し記号化してとらえる抽象的機能、人と人が伝えあう伝達性の機能、共に心をつなぎあっていく感化性の機能などとして考えておこう—をもっているわけで、それは当然言語としての1人歩きをする性質をもっている。たとえば、日本語はそれ自体長い間、日本に生まれ育った人々の間で使われてきた。誰は使ったら良い、誰は使ってはいけないということはない。つまり日本語は民・百姓を支配していた人々が搾取と収奪のためにも使い、また、支配された人々の暮らしの中でも使われてきた。日本語によって文学が生まれ、芸能の世界が展げていった。日本語はまた、国民を戦争にかりたてるためにも使われ、天皇の勅語や大臣の訓示にも使われた。労働者の団結を呼びかける為にも、仲間と誓いあうためにも使われる。言語とはもともとそういうもので、手話も又言葉の機能をそなえているなら、いろんな人々の間や、いろんな場面で使われるようになるのも、ごく当然のことといえる。手話はかつて、ろうあ者の生活の拡大の中でつくり出され、その中で使われてきた。しかし、一般の人々にとっては無関心の対象にしかすぎなかった。聾学校の教師さえ手話を学ぼうとはしなかった。それが今や事態は大きく変ってきた。そして最近の手話の広がりには先に書いた通りである。

手話が歌唱と共に歌われる、落語や漫才や語りの中に取り入れられる、もし手話にことばとして、視覚的表現として魅力があり、つかい手に表現の力があるとするならば、手話はどんどんテレビの中にも舞台の中にも入っていき、マスコミによって世にばらまかれていくであろう。あるいは、ろうあ者自身の暮らしや権利とは全くかみあわない広がり方があるかもわからない。このことは、今後手話が一般化してろうあ者の差別を解消する方向に働くのか、又はろうあ者の生活からは全く離れて翔んでいくのか、私にもそれはわからない。が、手話がマスコミを通して翔ぶように広がっていくとしても、それは誰も止めることはできない。手話を使って増税や憲法改正をぶちあげる大臣が出るかもわからないし、福祉を説く野党議員が出てくるかもわからない。そういう自由な面を、言語である以上、手話もやはりもっているわけである。

しかしながら、私達が依拠して、運動的におし進めようとしている手話通訳の実践や通訳問題をめぐる研究、運動となれば自ら話は異ってくる。なぜならば、手話通訳という行為なり活動は、これは従来からくり返し明らかにされてきているように、何といってもろうあ者の権利そのもの、生活、文化の向上そのものとかかかわっているからである。「手話運動」と私らが言う場合、それは必ずろうあ者問題を基礎として手話を対面的に市民に広げていくことを意味しているし、「運動」という以上、それは当然権力支配に対する下からの働きかけ、反支配的、大衆的な働きかけを指している。手話が行政のルートだけで、マス

コミのルートだけで広がるのではなく、手話講習会など行政がかむきっかけはあっても、手話の輪は、1人が1人への横への働きかけによって人海的に広げていく、その事が今はとても大切であって、いたずらにかたくなであるべきでない。

手話というものは、対面場合でのことばであるし、人と人とが対面しつつ、確かめあいつつ進めていくことばである。文章ことばではなく、ことばが往き来して、わかりにくいところは質問したり、表情や雰囲気や補っていく会話ことばである。したがって手話通訳とは、この会話ことばの通訳行為ということになり、この面では外国語の同時通訳と似通っているかもわからない。書きことばの翻訳とは違って、その場面、場面の即時的な通訳行為が必要であり、依頼者と共に歩き、行動しなければならない面を負うのである。特に手話通訳活動の場合、通訳技術と同時に、通訳条件をどう作っていくかという行動とかかわっていかなければならない。たとえば、ろうあ者と共に病院へ行ったり、職場へ行って手話を広めたり、手話サークル活動ととりくんだり、そういう活動が必要なのである。単に通訳行為のみに終始するのではなく、ろうあ者が生きていく上で、人間の権利の拡大という壮大な理念に根ざしながら、共に行動し共に学び育ちあっていくための中広い実践が必要なのである。

私達が、よりよい通訳活動を展開していく為には、ろうあ者の医療や教育、福祉や労働がどんどん改良されていかねばならないし、この改良の取り組みこそが、ひいては手話通訳活動の土壌でもあるのだ。と、こう考えていけば、運動論のない手話通訳論は成り立たないと思うのだがどうであろうか。

私はよく、手話運動とか手話を運動的に広げようと言うが、そのことば手話を技術のみの問題として矮少化してはならない。本の上の知識だけ、歌唱やテレビで覚えた知識だけでなく、さらに深くろうあ者の暮らしから学び、より豊かな暮らしを、共に作り出していく立場で手話を学び、手話通訳活動ととりくむべきだと考えるからである。真のろうあ者文化とは、このように手話をめぐる町衆的なとりくみと協力関係の中で、ろうあ者自身がうちたてていく生活の金字塔であろうと私は考えるのである。